

文献紹介

ドイツにおけるブドウ栽培の法規制

——現在と将来——

ミヒャエル・ケーラー 博士

（連邦食料・農業・消費者保護省、ボン、ドイツ）

田 山 輝 明 訳

序

I. 歴史的発展

II. ドイツにおける現状

1. 国家的な枠組の諸条件

1.1 新規植栽

1.2 再植栽

2. 再植栽権に関する規制の地域の変換

2.1 経営から経営への譲渡

2.1.1 ラインラント・ファルツ（州）

2.1.2 バーデン・ヴュルテンベルク（州）

2.1.3 価格形成

2.2 地域の備蓄からの譲渡

3. 法的評価

III. 展望

1. 2008年のワイン市場改革と2013年以降の共通農業政策

2. 植栽禁止の廃止による推測可能な結果

序

ドイツとヨーロッパにおいては、ブドウ栽培の規制に関する考察がなされ、その関連諸規定が存在してから、数百年が経過している。しかしながら、それによって追求された政策のおよび経済的目標は、様々な本質を有しており、時代の経過の中でいくつかの変遷を経ている。

その主要な目標は、前世紀の中ごろまでは、次のようなものであった。

- 生産されたワインの十分な最低品質
 - 食料品供給の確保のための農業生産の優位
- ここ50年強の間、——欧州経済共同体におけるワインの共同市場組織の導入に基づいて——次のような新しい諸目標が注目された。
- 市場バランスの創造
 - ワイン農家の十分な収入の確保
 - 構造変化の激変緩和／スピードダウン
 - 文化景観の維持
- これに応じて、根源的な基本目標を達成するために、国家と政策は、特に次の2つの手段に集中した。
- 耕作可能なブドウ畑の限定
 - ブドウの種類限定
- 目標カタログの拡張の後に、市場支持施策のための手段（特に工業用アルコールの蒸留）とヘクタールあたりの収穫規制が、補充的になされた。

I. 歴史的発展

ドイツにおけるブドウ栽培の開始（約2000年前）以来、多かれ少なかれ、ブドウ樹の植栽は明確に規制されていた。

5世紀には、すでに、その時々の方々の使命を損なわないために、フン族のブドウは植栽されてはならないという、国家の側からの指示が存在した。「フン族の」という概念は、この場合には、ブドウの皮が固いということの意味していた。

1463年のビンゲンの評議会によるワイン居酒屋条例においては、農民に対して、クラインベルガー種に代えて、リースリンク種を植えるように規定されていた。

1582年のクーアファルツのラント命令によれば、良質の耕地への（ブドウの）新規植栽は禁止されていた。それによって、農業生産物の価格高騰を防止するためであった。

ドイツにおける初めての包括的な植栽規制は、1780年のレニンゲン侯爵領の官庁の命令を嚆矢とし、ベヒトハイム集落（ラインヘッセン）へのブドウ樹の植栽について規定していた。当命令は、ブドウ畑は適地においてのみ設けられるものと規定していた。そのために、ブドウ山のゲレンデは、限定されてい

た。限定された畑以外においては、12年以内に、ブドウ山は抜根されなければならなかった。植栽には、事前に許可が必要であった。植栽が許されていた種類は、リースリンクとトラミネールであった。

20世紀における、ドイツのブドウ樹の植栽に関する、最初の官庁による規定は、1934年12月22日に公布された。それによれば、ブドウ樹の植栽には、原則として許可が必要とされていた。新規植栽と再植栽の区別は存在しなかった。植栽は、一定のブドウの種類と一定の畑とに限定することができるとされていた。植栽許可について所管していたのは、国家ではなく、職能団体（帝国食糧団）であった。畑の限定についても、職能団体が管轄権を有していた。その結果は、地図に落とされ、公表された。

この規定は、1937年4月1日の帝国食糧団令によって廃止された。そこでは、——きわめて一般的に——次のような不許可の基準が規定されていた。

一用地が、カブ・ジャガイモおよび顆粒作物に適していること。

一不動産の状態および質が、価値の低いワインにのみ向いていること。

一用地が、ブドウ根アブラムシ法によれば、予防免除地ではないこと。

さらに、許可は、さらなる条件と結合していた（例えば、隣接地との最小限距離）。

かくして、この規定は、（次の）古い農民規範に従っていた。

“鋤が立つところ、ブドウ樹は立たず”

1958年に、同命令は憲法違反であるとされた。特に、不許可理由が無限定的に定められていたからである。さらに連邦憲法裁判所は、所有権に対するこのように強い干渉がなされた場合には、それに必要な立法者の干渉基準が、しかも行政規定の枠外において確定されなければならない、と述べていた。

このような背景の下で、1961年9月9日のワイン経済法において、許可請求権が規定された。許可が拒否されるのは、当該畑がワインの耕作に適していない場合だけである。これは、鑑定意見に基づいてなされなければならない。もちろん、1934年の命令と同様に、一定のブドウの種類に限定し、又は、一定の種類の子種を排除したうえで認めることはできた。

これらすべてが植栽中止に該当したわけではなかったので、その結果、ブドウの植栽は、適切価格のワインに対するドイツにおける需要の高騰に基づいて、60年代と70年代において、明らかに増加した。その耕地は、耕作容易な平地に広がった。1960年から80年の間に、ドイツにおける収穫可能なブドウ畑は、ほぼ40%増、つまり64,180ヘクタールから89,485ヘクタールに増加し

た。

ヨーロッパの範囲では、すでに60年代に、市場のアンバランスが生じていた。規模の大きい生産国フランスおよびイタリアでは、そこでの消費は停滞もしくは若干下落していたのに、生産は増加していた。このような背景のもとで、1962年に、ワインの共通市場組織の段階的設立に関する評議員会令24号が議決された。このための基礎は、1957年のローマ条約にルーツを有しており、1958年のステラ会議において具体化された。命令第24号によって、今日なお有効なヨーロッパワイン市場に関する次のような戦略的な原理が確定された。

—市場と価格の安定化——特に品質の促進によって

—ワイン生産台帳の設置（！）

—収益とワイン残高の届け出義務

—耕作地域の限定、ブドウの種類、ヘクタールあたりの収穫および、ワイン醸造学的手続きを考慮した品質保証ワインのための共通規制の実現。

補論

ワイン組織の設立は、フランスとイタリアでは、印象としては、特に完全に異なった経済的・法的状況の下でなされた。フランスとは反対に、イタリア等では、以下のものであった。

—ワイン耕作地の台帳の不存在

—新規植栽のための補助

—生産申告や在庫申告の不存在

—蓄積の禁止

—公式な品質保証区分の不存在

—副産物の自由な取引。

このような自由な規制は、イタリアにおけるワイン生産価格はフランスより20%下回る、という結果を招いていた。したがって、フランスは、長い間、両国間における自由なワインの取引に興味を示さなかったのである。

1970年にワインのための共通市場組織は、まず、テーブルワインと品質保証ワインに関する様々な規定を伴って成立し、ヨーロッパワイン法は、1999年の前々回のワイン市場改革まで、それによって特徴づけられていた。その本質的な要素は、以下のとおりである。

—私的な備蓄と蒸留のための助成金によるテーブルワインの価格・干渉システムの導入

—第三国との取引に関する規制（輸出入免許、輸出許可）

ーバランスのとれた販売に向けられた推奨価格に関する国内価格の確保のための対外的保護および

ーブドウの栽培手続きとワインの流通に関する規制。

さらに、新規植栽と再植栽は、原則として許されたが、許可が必要とされた。植栽のための各国の補助は、原則として拒否されたが、個々の事例（例えば、収入の安定化のために寄与するものとして証明可能なもの）においては、申請があれば、ヨーロッパ委員会によって許可されうるものとされた。さらにブドウの種類によるクラス分けが創設された。1971年以来、推奨され又は許可されたブドウの種類のための植栽が許された。品質保証ワイン地域のために、EU 構成国は、品種カタログを作製した。許可され得ないブドウの種類は、除去されなければならなかった。ヨーロッパ委員会は、毎年、植栽推移に関する報告書を提出しなければならなかった。この報告に基づいて、評議会は、収入の危機が差し迫っている事例については、ワイン農家のために、市場安定化のための相応の施策を取ることができた。

1976年5月27日に、初めて新規植栽の禁止が導入された。品質保証ワイン地域のためには、国内的な例外を設けることが可能であった。禁止は、当初、1978年11月30日までの期限が付されていたが、その後、合計10回延長された（1979年11月30日、1979年12月31日、1980年2月29日、1986年11月30日、1990年8月31日、1996年8月31日、1998年8月31日、2000年8月31日、2010年7月31日、2015年12月31日、但し、国によるオプションとして、2018年12月31日まで延長可）。各延長期間は、1か月から10年であった。

1984年5月1日以来、新規植栽の禁止は、品質保証ワインについても適用されている。

1986年12月1日から1996年8月31日までは、テーブルワイン用ブドウを含めて、絶対的植栽禁止が適用された。その後、テーブルワイン用のブドウの植栽については、許可された。等級分けされない種類のものから作られたワインは、蒸留されるものとされた。2000年9月1日から、さらに緩和された。そこでは、支え用のブドウ樹、植物園および飾りのブドウ樹の植栽は許されていた。

植栽禁止にもかかわらず、品質保証ワインの生産のための畑は、合法的に拡張された。ヨーロッパ委員会の構成国は、確信をもって、需要は追加的供給をはるかに超えていると主張したので、その限りで、当該構成国には、申請により、新規植栽権が配分された。

これに基づいて

—1985年と1987年には、フランス、イタリアおよびスペインに、さらに
—1990年には、フランス、イタリア、スペイン、ギリシャおよびドイツ（982
ヘクタール、許可されていた粗悪なブドウ施設の除去に役立った）に
新規植栽権が配分された。

さらに、構成国は、1996年から1999年の間に、1万ヘクタールの新規植栽を
認められた。そのうち、ドイツが得たのは、たったの289ヘクタールであった。

最後にヨーロッパ共同体の範囲で新規植栽権が配分されたのは、1999年のワ
イン市場改革の枠内においてであった。需要の伸びに正当に対応することがで
きるようにするために、構成国には、共同体ブドウ畑の2%において植栽権が
与えられた（68,000ヘクタール）。そのうち1.5%は、直接、構成国に与えられ
た。その際、ドイツには、1,534ヘクタールが配分された。この新規植栽権は、
2003年7月31日までに、農民に与えられるものとされた。他の0.5%（17,000
ヘクタール）は、共同体に留保されるものとされ、今日まで解消されていない。

さらに1999年の改革によって、ヨーロッパ共同体において初めて、新規植栽
権と行使されない再植栽権の管理のための義務的備蓄システムが導入された。

原則的には、需要に対する供給の対応のための有益な手段として、植栽規制
が、承認されてきた。

II. ドイツにおける実情

今日、ドイツでは、13のワイン作地域と26の地酒的ワイン作地域において、
合計10万2千ヘクタールの畑で、ワインが作られている。これに、生産者の90
%において保持されている4千ヘクタールの再植栽権が加わる。10%は地域的
に備蓄されている。したがって、10万6千ヘクタールの生産能力が生じてい
る。ワインの販売目的での作付けはこの地域以外では認められていない。

1. 国内的枠組条件

ドイツにおける国内的植栽規制の基礎となっているのは、2007年10月22日の
評議会指令（EG）1234/2007である。そこでは、2009年5月25日の評議会指
令（EG）491/2009によって、2008年のワイン市場改革後のワイン法の諸規定
が引き継がれている。

それによれば、ブドウ畑への植栽とブドウ樹の芽接ぎは、2015年の12月31日まで禁止されている。この場合に、構成国は、この禁止を2018年12月31日まで維持することができる。例外となるのは、次の「権利に基づく」場合である。

—新規植栽権

—再植栽権又は

—植栽権が国家の又は地域の備蓄から与えられた場合。

ドイツは、新規植栽権および再植栽権の観点から、その実施のための国内的基本規制を定めた。さらに、地域（州）が、地域備蓄を創設し、その管理規制を行なうことを可能にした。

1.1 新規植栽

採算の取れるワイン生産のための新規植栽権は、2003年7月31日まで与えることができた。この場合の条件は、以下のとおりであった。

—目標の畑は、品質保証ワイン又は地酒的ワインの生産のためでなければならず、かつ適していなければならない（植栽適合性）。かつ

—許可されて植栽されているブドウ畑と直接空間的に関連していなければならない。これについては再び「以下の」例外が認められていた。

＝ゲレンデの形態と地質に依存する場合、または

＝ブドウ耕作地域構造の維持又は創設のため（ブドウ畑が減少する地域のために）である場合。

これらの要件は、より良い地域気候、効果的な植物防除およびより良い伝染病対策等によって理由づけられていた。

植栽適合性についての説明

その畑から収穫された一定の比肩しうる種類のブドウからのブドウ液が10年間の平均において、自然アルコールに関する各地域で異なっており定められた最小限度の内容を期待しうる場合には、その畑は、原則として、ワイン生産に適している（植栽適合性）。

品質保証ワインの場合には、各ブドウ作地域における、比肩しうるブドウの種類が確定される。

地酒的ワインの場合には、地域を超えて、ブドウの種類は、ミュラー・トウルガウ（約50度）およびブラウ・シュベートブルグンダー（約55度）が植栽されるものとする。承認は、鑑定委員会が行う。決定に際しては、地形的なメルクマール（海拔、傾斜）、地質および気象データ（霜のリスクは除く）が考慮

される。

上記の 2 つの条件が満たされると、

— ワイン製造者の当該諸権利は、授与されてから第二経済年までに行使されなければならない。かつ

— ワイン製造者は、標章を与えられてから 2 年間のうちに、以下の事項を実現しなければならない。

＝ 十分な貯蔵能力を有する生産共同体における構成員資格

＝ 植栽の 2 年後からの 5 年間の供給契約の締結

＝ 最終消費者への全部又は大部分の給付可能性。

EU において、新規植栽権が新たに与えられ、又は植栽禁止が終了すれば、これらの規定は、原則として再び廃止される。

現在のところ、新規植栽権はさらなる制限なしに、次の場合に生じている。

— 国土整備手続きに従って

— 試行的目的で（期間限定試行、生産物は取引不能、試行的抜根）

— 差枝のため、並びに

— 1 アール（100m²）より小さい面積の、ワイン山に適しないワイン畑への植栽であって、この畑がワイン畑に適して植栽されている畑と直接空間的関連に立っていない場合である。

これらの条件の順守はチェックされなければならない。これらの植栽には、許可は不要であるが、届出はなされなければならない。

等級が付されたテーブルワインの生産も、もはや植栽禁止には服していない。

1.2 再植栽

ブドウ畑の再植栽は、同様に詳細な規定の適用に服している。それについての中央的な EU 法の定めによれば、

— 再植栽権は、許可されて植栽されたブドウ畑の抜根によって発生し、かつ原則として譲渡可能である。

— 再植栽は、もっぱら等級化されたブドウの種類について認められる。

ドイツでは、これに加えて、再植栽権は

(a) 傾斜地（30%以上）から平地への

(b) （ブドウの）植栽地からその他の地域への譲渡は、原則として認められない旨、定められている。

特別な地域の特性を考慮するために、連邦および地域（州）は、可能な限り広い規制の余地を認めている。したがって、州は、品質保持並びにブドウ作地域の構造の維持のため、及び生産能力の維持のために別段の規制を行っている。従来は、ヘッセンは、再植栽権を他のブドウ作地域へ譲渡（上記（b））することを認めていた唯一の州であった（ヘッセン・ベルクシュトラーセ地域からラインガウ地域へ、そしてその逆）。これに対して、州をまたぐ再植栽権の譲渡は連邦法により認められていない。

さらに、各州は、以下のように規定することができる。

—再植栽は、抜根した畑においてのみ実施しうる、かつ

—再植栽権は、それが配分された経営においてのみ行使されうる。

同様の制限は、特に、バーデン・ヴュルテンベルク、ラインラント・ファルツおよびザクセン・アンハルト（州）においても存在している。

さらに、州は、再植栽権の行使と譲渡について修正をすることができる。—新植栽の場合と同様に一目標の畑がワイン栽培に適していること、さらに植栽が許可されているブドウ畑と直接に空間的に関連しているという要件が、原則として必要とされる。

譲渡の過程において（国等の）優先留保分〔備蓄用〕を適用しうるEU法上の可能性については、ドイツは、これを利用していない。

2. 再植栽権の規制に関する地域的変更

2.1 経営間の譲渡

経営間の譲渡は、すべての州において原則として認められている。地域的備蓄が存在しないラインラント・ファルツ州とバーデン・ヴュルテンベルク州においては、再植栽権の譲渡は、もっぱら経営間において行われている。したがって、以下において両州の手続きについて簡潔に述べておく。

2.1.1 ラインラント・ファルツ（州）

ラインラント・ファルツ（州）は、最も規模の大きいブドウ作を行っている州である。耕作地は、約64,100ヘクタールであり、限定された地域に集中している（アール、中部ライン、モーゼル、ナール、ファルツおよびライン・ヘッセン）。ワイン生産は、平均で、年間、約600万ヘクトリッターである。

再植栽権の管理のために、管轄官庁（農業会議所）により、各経営のために、植栽権のデータが導入されている。そこでは、抜根によって発生し、植栽によって行使され、または他の経営に譲渡されもしくは他の経営に交付された

植栽権が登録されている。その際、再植栽権は、分離されて、利用カテゴリー（平地、傾斜地）および耕作地域に応じて、行使される。再植栽権は、原則として、耕地を抜根した経営によってのみ行使されうる。そして、発生後、13年間有効である。抜根は、遅くとも次年度の5月31日までに、ワイン耕作地図の変更に関して、届け出がなされなければならない。

a) 耕作地域「ファルツ」と「ライン・ヘッセン」では、再植栽権は、原則として、畑と結合されている（畑結合原理）。すなわち、再植栽権は、原則として、抜根された畑においてのみ許される。他の経営への譲渡は、まだ植栽されていない自己の経営耕地への移転と同様に、申請がなされなければならない。

同様に、他の経営への譲渡申請は、目標耕地のデータ申告なしに可能である。この場合には、おそくとも、植栽権の行使までに、場合によっては、耕地の耕作適性とブドウ耕作地との直接的空間的関連性が確認されなければならない。

これに対して、いわゆるブドウ作地域内にあり又はすでに植栽されていた自己の経営耕地への再植栽権の移転については、事前の申請は不要である。この場合には、許可は、申請なしに与えられたものとみなされる。

b) 耕作地域「アール」、「中部ライン」、「モーゼル」および「ナーエ」においては、傾斜地において発生した再植栽権は一自己の経営内においても一平地への譲渡（移転）は認められない。他の耕作地域への譲渡の場合と同様に、過酷な事態を回避するためであれば、例外となる。これらの利用制限を考慮したうえで、自己の経営内において、他のワイン耕作適地への移転は、許可なしに可能である（経営内移転原理）。他の経営又は従来ブドウ栽培に利用されていた自己経営地への移転には、申請が必要である。最後の事例においては、耕作適性が検査され、通常は、ブドウ作地との直接的空間的関連が存在しなければならない。

ラインラント・ファルツ州においては、年間に約1,100ヘクタールの植栽がなされる。そのうち、約250ヘクタールだけが再植栽権に基づいている。これは、ラインラント・ファルツ州の耕地（ワイン）の約0,4%に相当する。

場合によって必要となる申請手続は、数段階においてなされる。

一申請は、目的に従って、異なった所定の用紙に記入される。

＝他の経営への譲渡（a）

＝自己の経営内において、ワイン耕作に値するかが確認されなければならない
＝他の畑への移転（b）

＝上記（a）と（b）との組み合わせ

－申請には、耕地図と不動産台帳の抄本のコピーならびに抜根届および場合によっては所有者の宣言書と抜根奨励金の取得証明書が添付されるものとする。

－管轄官庁は、適正な抜根がなされたか、傾斜が確認されたか、を審査する。

－場合によっては、申請は、専門家委員会に回付される（書類から直接的空間的関連が認識しうる場合には、その関与は不要である）。委員会は、通常は、現地調査に基づいて審査し、鑑定意見において結果を確定する。

－許可官庁は、許可はおそくとも授与から起算して2経済年内に消滅する旨の指示を付して、結果を伝える。拒否通知の場合には、不許可となった新規植栽の効果が示される。

－経営が異議を申し立てる場合には、管轄官庁は、第二鑑定意見（異なった構成による）を求めなければならない。

補論 「用益賃貸」

－賃貸されているブドウ畑の場合には、賃借人は、彼が予め、賃貸人の同意を取得した場合にのみ、再植栽権を請求することができる（用益賃貸借法）。

－（以前に植栽され）かつ賃貸借期間中に抜根された不動産が賃貸人に再植栽権付で返還される場合には、譲渡は、管轄官庁に申請されなければならない。

－賃借人が、購入した再植栽権を未植栽地に対して用いる場合には、彼は、植栽された状態にある畑の返還に際して、補償請求権を有する。この点については、まだ、裁判所の判決が出ていない。したがって、このような事例は、用益賃貸借契約書において確認がなされるべきである。

2.1.2 バーデン・ヴュルテンベルク（州）

バーデン・ヴュルテンベルクは、2つの耕作地域、バーデン（15,800ヘクタール）とヴュルテンベルク（11,400ヘクタール）を有しており、ブドウ耕作を営んでいる2番目に大きい州である。平均で、260万ヘクトリッターのワインを生産している。

ラインラント・ファルツ（州）とは違って、畑抜きの再植栽権の譲渡は許されない。他の畑一たとえ自己の経営内であっても一への譲渡（移転）は、すべて、管轄の地方官庁（地方長官）に申請しなければならない（耕地結合原理）。官庁は、（1983年以来の）圃場台帳で確認されたブドウ畑の区分を実施している。目標の畑がこの区画の中に存在する場合には、許可は、抜根審査の後に、元の畑に与えられる。抜根は、遅くとも次年度の6月10日までに届けられなければならない。当該圃場は、ブドウ耕作図において、しかるべき標識を獲得す

る。畑抜きは譲渡は、許されないから、官庁は、特別な植栽権データを作成しなくてもよい。

2.1.3 価格形成

経営間における再植栽権の譲渡の場合には、価格は自由に設定される。価格の統計は存在しないが、もちろん、傾斜地の植栽権は、よい耕作がなされうる平地（3,50ユーロ/㎡）で利用される植栽権よりは低い価格（これは、部分的には、無償で譲渡される）を獲得するということが、明確に認識されている。

再植栽権の価格は、供給過多の傾向にあり、樽ワインが一般的でありかつ生産の特徴の点で強くない（価値創造が少ない）耕作地域においては、すでに下落している。もちろん、畑に対する需要は多様であり、したがって、再植栽権の価格も、成長経営の状態、密度ないし数のデータに応じて、部分的には経営間又は市町村間において著しく多様である。その際、利用のカテゴリー（傾斜地か平地か）は重要ではない。したがって、多くの小規模の耕作地域は高い傾斜地部分においても、大変安定的な価格状況にある。さらに、一定の地域においては、耕作可能な平地のブドウ耕作限定地区外において、搾りブドウの植栽に対する需要の増大が確認されている。

2.2 地域的備蓄からの譲渡

構成国は、植栽権の効果的・選択的な管理システムを利用できる場合には、国家的又は地域的備蓄の設置を断念することができる。この場合には、植栽権は経営にとどまり、それが13年以内に行使されない場合には、消滅する。ラインラント・ファルツ（州）（植栽権データにより）とバーデン・ヴュルテンベルク（ブドウ耕作図の利用により）は、この方法を用いた。

地域的備蓄を、バイエルン、ヘッセン、ザクセンおよびザクセン・アンハルト（州）は設置した。これら4つの州においては、抜根によって生じた再植栽権は抜根から起算して8年の経済年の終了までに行使されうるものとされている。この期間に行使されない再植栽権は、地域的備蓄に移行する。備蓄から配分される再植栽権は、授与の経済年度から起算して2年目の終了までに行使されなければならない。それは、その後再び備蓄に戻る。地域的備蓄においては、植栽権の存在期間は5年であり、その後、それは消滅する。

備蓄からの植栽権の申請のためには、比較的大規模なブドウ作を行っている州においては、以下の条件を満たさなければならない。

一申請は、年に1回行うことができる（バイエルン、5月15日まで、ザクセ

ン、9月15日まで、ザクセン・アンハルト、10月31日まで）。

—バイエルンにおいては、申請者は、ワイン生産者又はワイン酒蔵管理人として必要な職業上の資格と最小限度5年間の職業経験を有していなければならない。

すべての場合において、期待される生産は需要に応じ、かつ収穫は地域の平均的収穫を上回らないことが保障されなければならない。

植栽権の交付に関しては、これらの州は、以下のような基準を定めている。植栽権の授与は、次のようになされる。

—バイエルンにおいては、40歳以下の若いワイン生産者を優先し、他の場合には、申請は先着順で処理される（同着の場合には抽選で決せられる）。

—ヘッセンでは、植栽権は、各地域での推奨種の植栽および平均規模以上の植栽適性を有する畑に優先的に配分される。

—ザクセンおよびザクセン・アンハルトでは、傾斜地およびテラス地のための申請が優先的に考慮される。それ以外の申請は、抽選手続き（ザクセン）又は先着順で配分される（ザクセン・アンハルト）。

—各申請に対して配分される植栽権の範囲は、制限されている。バイエルンにおいては、原則として最小0.1で最高1ヘクタール、ザクセンとザクセン・アンハルトでは、最高0.5ヘクタールの栽植権が、年ごとに、各申請者に配分される。

—備蓄からの栽植権の交付に際しては、[備蓄的]優先留保分は適用されない。

さらに交付は、次のようになされる。

—ザクセンおよびザクセン・アンハルトでは、通常は無償である（単に行政手数料として、現在、申請ごとに52ユーロ）。

—40歳以下の若いワイン生産者に対しては、無償であり、その他のすべての生産者は有償である。バイエルンでは平米あたり1ユーロ、ヘッセンは0.5ユーロ、としている。料金収入は、地域基金に販売促進のために帰属する。

植栽権の備蓄への編入に対しては、支払いはなされない。

ドイツにおいては、年間に、—20から160ヘクタールの間において—平均で約100ヘクタールの栽植権が地域備蓄に編入され、生産者に交付される。

3. 法的評価

植栽規制は、その誕生以来、判例において、所有権法と職業選択の自由の観点のもとで、多くの争訟に対処してきた。行政裁判所から連邦憲法裁判所に至

るまで、さらにはヨーロッパ裁判所の様々な判決の中から、以下の重要な判断を紹介しておこう。

—立法者には、直接的空間的関連を、耕作適性と並んで第二の許可基準として確定する権限が認められる。この基準は、実体的に理由付けられた、独特な耕作適性の審査のみでは果たされえないような、保護機能を果たす。したがって、所有権の制限は受忍の範囲内であり、それ以外には、農業用益は影響を受けていない（連邦憲法裁判所1958年）。

—生産過剰の抑制と構造改善のために、ワイン用ブドウの植栽を一定期間につき禁止することは、社会の一般的福祉に奉仕するという目的によって正当化され、所有権も職業選択の自由をも侵害することはない（ヨーロッパ裁判所、1979年12月13日）。その際、それ（正当性）は、制限が実際上一般的福祉に奉仕し、比例原則に適合していることに依存している。

—植栽を制限する命令の公布は、収用ではない。なぜなら、それは、土地所有権への侵害を含まないからである（行政裁判所 バーデン・ヴュルテンベルク 3.3183）。

—植栽禁止の度重なる延長も、その暫定的性格に反するものではない。ワイン経済の利益のために必要なその時々 of 構造政策的施策がまだ完了していない限り、複数回の延長も正当化される（トリア行政裁判所 1985年8月6日）。

（ヨーロッパ）評議会は、先鋭化した市場妨害へのリアクションとして、——それにより当時の共同体の財政状況の観点からヨーロッパ共同体条約の目的（所得の安定化）の保持が問題にされそうになったのであるが——新規の延長を必要なものとみなした。このような背景のもとで、そして所有権の社会的義務との関連で、土地所有者は、この種の不動産利用の一時的制限を甘受しなければならないのである。

III. 展望

1. 2008年のワイン市場改革と2013年以降の共通農業政策

2008年6月のワインに関する共通市場改革によって、ヨーロッパ委員会の見解によれば、さらに自由なヨーロッパのワイン市場への移行が導かれるだろう。保護施策と生産制限は、長期的には過去のものとなるべきである。改革の核心的要素は、次のようなものであった。

- 2012年の7月31日までの干渉的施策の廃止
- 総額、11億ユーロの国家的な保護プログラム
- 品質保証ワインと地酒的ワインのEU範囲における由来の保護
- 3年以上の抜根規制（175,000ヘクタール、11億ユーロ）
- 2015年12月31日までの植栽禁止の延長（国家的な延長オプションにより、2018年12月31日まで）。

保護プログラムと由来の表記の保護システムに依拠して、以下のことが目標とされた。

- 市場を長期的に安定化させ、かつ
- 生産者の所得を維持すること。

さらに、同委員会は、おそくとも2012年の終わりまでに、ワイン市場改革による経験について報告書を提出することを求めている。この報告書においては、特に、植栽禁止の更なる延長が必要な場合には、見解を表明すべきである。

同委員会は、今日の状態により植栽禁止の延長は提案されないであろうことを、すでに通知している。その他、委員会は、植栽禁止の終了後においても、少なくとも、保護された植栽地域の範囲内においては、植栽規制が、従来通りのヘクタール当りの収穫規制により、ブドウ畑の圃場区画との組み合わせにおいて、可能であることを指示している。

それにもかかわらず、同委員会は、ヨーロッパ議会側からの文書による照会において、2015年以後の市場発展に関する信頼できる予測は不可能であることを認容せざるを得なかったのである。

2013年後の共通農業政策の将来に関するEU内の現在の議論との関連において、ワイン栽培政策は、焦点になっている。

ヨーロッパ委員会は、すべての商品分野における現在の市場支持を最低限度に押し下げ、危機干渉メカニズムによって置き換えたいのである。委員会の計画によれば、特別な支持施策は、短期の重大な市場妨害の場合にのみ取られるべきであり、妨害は次のことによって引き起こされる。

- 予期しない強い価格変動または
- 健康に対する危険のために消費者の大衆的な信頼の喪失。これのワイン領域への適用は、たとえば、蒸留施策であろう。

同時に、経営の競争力強化と文化景観の維持に寄与する施策が、構成国の特別な助成プログラムの枠内で、さらにとられるべきである。

しかしながら、多くの EU 構成国にとっては、ワインセクターのためにこれを実施することでは、十分とはいえない。

2. 植栽禁止の終了による推測可能な結果

この間に、14の構成国（合計27の内）およびヨーロッパ議会までもが、植栽権規制の延長を求めている。さもなければ、市場アンバランスとブドウ生産者の所得損失を懸念せざるをえないからである。更なる議論は、文化景観の維持（一般的社会的な関心事）と条件不利地域におけるワイン生産に向かっている。自由化された市場の消極的な例として、オーストラリアとチリが挙げられている。そこでは、高い成長率を持ったブドウ畑が拡大したが、それに続いて、販売困難に基づいて、部分的には租税支払者の負担において抜根がなされなければならなかった。最後に、耕作停止は家計負担の原因にはなっておらず、WTOの規制によっても合意されていることが強調されている。

専門家によれば、ラインラント・ファルツ州のみでは、今日の気象条件のもとで、1万5千ヘクタールの農地が、容易に耕作しうる状態で、かつヘクタールあたり1万リッター以上の平均的収益水準の場合にワイン生産に適している、とされている。したがって、ワイン耕作のためにドイツのより有利な気象条件と、それに結合された、他のヨーロッパのワイン耕作地域に対する著しいコスト上の利益（水分追加を必要としないか、又はわずかにのみ必要とするアルコール低含有のもの、すなわちアルコールの希薄化を必要とせず、ヘクタールあたり著しく高い収益が可能）に鑑みるならば、2万5千ないし3万ヘクタール分の耕地面積の拡大は、——国際的なブドウの種類の植栽については——直ちに可能であり、大企業にとっても、経済的観点から興味のあるところである。

明らかに畑が拡大する場合には、既存の生産者は、ブドウ果、ブドウ液およびワインの価格の低下を覚悟しなければならないであろう。とりわけ、樽ワイン生産者および傾斜地やテラス施設での生産者は、相応する費用の低減に遭遇するという、さらなる競争圧力に身を委ねることになろう。傾斜地ワイン生産の後退により、当該地域の、通常は構造的に弱体な地域の、ワイン文化的な、ワインツーリズム的な価値は、減少するだろう。（そうなれば）自然景観は、持続的に変化するだろう。

しかし、このような発展は、植栽禁止が傾斜地のワイン生産を減少させることを防止できなかったことをも示している。傾斜施設によって特徴づけられる

ラインラント・ファルツの耕作地域“モーゼル”（約9000ヘクタール、そのうち40%が傾斜地）では、ここ10年間で、3000ヘクタールのブドウ畑（平地、傾斜地を含む）が耕作放棄ないしは抜根されている。全体として、ドイツでは、耕作地の約12%が傾斜地ないしはテラス施設にある。

耕作禁止がなくなると、さらに、ワイン部門における就業の崩壊が加速することになりかねない。従来の生産者下での就業喪失は、ブドウ畑の拡大（整備された圃場、完全機械化）による就業増よりも高くなるだろうからである。販売の増加（特に、デイスカウト領域）とマージンの低下により、低価格ワインの占める割合が増大するだろう。これは、生産者側での価格競争を激化させるだけでなく、調和のとれた、責任感のあるワイン消費という健康政策上の目標とも対立することになるであろう。

これらの種類のブドウの不安定な価格の推移により、経営は、個別的に経営設備と畑の購入への投資を躊躇する。経営は、場合によって必要となる価格修正の結果として、財産的損失と金融コストの上昇を覚悟しているのである。

これに対して、この職業の初心者と新規参入者は、部分的に高い賃借料と購入価格およびワイン耕作において職業的存在を維持しうる限られた可能性について不平を述べている。貯蔵業者も、その対象を、ブドウ果、ブドウ液および樽ワインの中から選択して、安定的に様々な需要傾向に対応できるようにするために、ブドウ畑の非官僚的拡大を求めている。

植栽権の規制に対する多くの要求にもかかわらず、植栽禁止の延長をもってしても計画的な市場発展も特別な品質保証ワインの生産も保証できないという了解が、その支持者の間にも存在している。これは、第一に、非常に高く気候に条件づけられた収益変動に帰着する。植栽権規制にも関わらず、EUのワイン生産量は、ここ数年来で、1億6千3百万ヘクトリッター（2010年11月）と2億2百万ヘクトリッター（2004年5月）の間で変動している。植栽規制が継続されるべきであるとすれば、それは、生産者目線で、補助施策（支援プログラム）を通じて実施されなければならないだろう。

文献 Literaturnachweis:

BUCHER, P., Das europäische Weinrecht, Luzern 2003

EUROPÄISCHE KOMMISSION, Generaldirektion Landwirtschaft und Ländliche Entwicklung, Weinmarktstatistiken, Brüssel 2011

STÖHR, W., Anbauregelung. In: DEUTSCHES WEININSTITUT (Hrsg.), Weinre-

- cht-Kommentar, Koch, H.-J. (Verf.) et al, Frankfurt/Main 2007
- Verordnung (EG) Nr. 1493/1999 des Rates vom 17. Mai 1999 über die gemeinsame Marktorganisation für Wein (ABl. L 179 vom 14. Juli 1999, S. 1), zuletzt geändert durch Verordnung (EG) Nr. 1332/2008 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 16. Dezember 2008 (ABl. L 354 vom 31. Dezember 2008)
- Verordnung (EG) Nr. 1234/2007 des Rates vom 22. Oktober 2007 über eine gemeinsame Organisation der Agrarmärkte und mit Sondervorschriften für bestimmte landwirtschaftliche Erzeugnisse (Verordnung über die einheitliche GMO) (ABl. L 299 v. 16. November 2007), zuletzt geändert durch Verordnung (EU) Nr. 513/2010 der Kommission vom 15. Juni 2010 (L 150 v. 16. Juni 2010)
- Vorschlag für eine Verordnung des Europäischen Parlaments und des Rates über eine gemeinsame Marktorganisation für landwirtschaftliche Erzeugnisse (Verordnung "Einheitliche GMO") vom 12. Oktober 2011
- Weingesetz vom 1. September 1994 i. d. F. der Bekanntmachung vom 18. Januar 2011 (BGBl. I S. 66)
- Weinverordnung i. d. F. der Bekanntmachung vom 21. April 2009 (BGBl. I S. 827), zuletzt geändert durch Artikel 5 der Verordnung vom 29. September 2011 (BGBl. I S. 1996)

[訳者・後記]

著者であるミヒャエル・ケーラー博士 (Dr. Michael Koehler) は、1962年生まれで、1989年からギーセン大学で技官として勤務した後、1992年に農学博士となり、1995年から連邦食料農林省に勤務し、現在は、連邦食料・農林・消費者保護省のワイン部門の担当副責任者 (Deputy Head) である。本稿は、早稲田大学日米研究機構が農林水産政策研究所より委託されて行った研究事業の一環による講演録である。なお、牛乳生産枠に関する同様の問題について、クリスチアン・ブッセ博士 (Dr. Christian Busse) が講演されたが、それは、「農業法研究 第47号」(日本農業法学会、2012年、農村文化協会)に掲載されている。重要食料の生産調整問題について考える際に、併せて、ご参照いただければ幸甚である。